小平市議会定例会　一般質問通告書

質問の方式　２一問一答方式

質問件名　マイナンバー制度について市民に十分な説明を

【質問要旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下マイナンバー法）は 2013 年に成立し、現在は 10 月の通知カード発送に向けて準備が進行中です。また、昨年の 12 月にはマイナンバー制度での特定個人情報保護評価につき、基礎項目評価書と重点項目評価書を公表しています

行政内部では、昨年の住民基本台帳への付番作業から始まり膨大なシステム改修が実施され、2015 年度当初予算だけでも 4 億 2454 万円と巨額の費用が投入される大きな変化ですが、市民にとってはその変化は感じにくい制度です。そもそもマイナンバーは社会保障・税番号制度と銘打たれていますが、社会保障は本来の制度そのものが根幹であり、番号制度によって課題が解決されるわけではありません。

異なる機関への情報提供や将来的な民間活用の問題など個人情報保護の観点から、国民が知っておかなければならないことがわかりやすく知らされているかについては、疑問が残ります。市民が自分自身の情報がどのように扱われやりとりされているかを知ることは当然の権利です。また、現状におけるシステム構築のプロセスを見ると、社会保障の視点よりも産業界主導でデータ活用に重きが置かれている印象もぬぐえません。

見方によっては、個人の生活や人生にかかわる情報が丸ごと記録されていくことにもなるマイナンバー制度について、懸念も含め以下の通り質問します。

① マイナンバー制度にかかるシステム改修のスケジュールと庁内体制はどのようになっているか。今年 10 月の通知カード発送と来年 1 月の個人番号カード発行について、準備期間がタイトすぎるため延期を希望する自治体もあると聞くが小平市はどうか。ＤＶ被害者対策など懸念される課題への対策は充分にとられているか。

② 関係条例の改正や条例制定時にはパブリックコメントだけでなく、説明会の実施が必要ではないか。

③ マイナンバー情報の民間活用については、市民を交えた検討の場が必要ではないか。

④ 他機関への情報提供について、本人への情報開示のしくみはどのようになるか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

2015 年 6 月 1 日　小平市議会議長　殿

小平市議会議員　氏名　日向　美砂子

受付番号【　　】

26	25	24	23

―（　　／　　）